

宮崎県介護人材確保・職場環境改善等補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 21 日
福祉保健部長寿介護課

（趣旨）

第 1 条 県は、介護職員の人材確保の課題に対応するため、予算で定めるところにより、介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下「介護サービス事業所等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、「令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発 0207 第 3 号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和 6 年度介護人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- （1） 宮崎県内に所在する別表「3 補助事業者」欄のいずれかに該当する事業を営む者
- （2） 補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助率）

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

（申請書及び申請書に添付すべき書類）

第 4 条 第 1 条の補助金の交付の申請は、規則第 3 条の補助金等交付申請書に代えて介護人材確保・職場環境改善等補助金申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）により行うことができる。

2 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

3 規則第 3 条第 4 号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 介護人材確保・職場環境改善等補助金計画書 個表（別記様式第 3 号）
- （2） 前号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

（補助条件）

第 5 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておくこと。
- （2） 前号に掲げるもののほか規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日

から起算して 10 日を経過した日とする。

（計画変更の承認）

第 7 条 規則第 10 条第 2 項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、介護人材確保・職場環境改善等補助金処遇改善変更申請書（計画書）（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- （1） 介護人材確保・職場環境改善等補助金変更計画書 個表（別記様式第 3 号）
- （2） 変更収支予算書（別記様式第 2 号）
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

（軽微な変更の範囲）

第 8 条 規則第 10 条第 2 項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の 30%以内の減とする。

（補助金の交付方法）

第 9 条 この補助金は、概算払により交付する。

（補助金の交付請求）

第 10 条 第 1 条の補助金の申請を行い、交付決定を受けた補助事業者（以下「交付対象者」という。）が、審査支払機関（宮崎県国民健康保険団体連合会。以下「国保連」という。）に対し、令和 6 年 12 月分（12 月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなどの場合は令和 7 年 1 月、2 月又は 3 月の任意の月。以下「基準月」という。）に係る介護報酬の請求をしたことをもって、補助金の交付の請求があったものとみなす。

- 2 前項の請求の額は、交付対象者が国保連に請求をした基準月に係る介護報酬を基に算出した別表「5 補助額」とする。
- 3 第 1 項の補助金の交付は、交付対象者が申請書において届け出た口座（国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座又は県に届け出た口座）に対し振り込むことにより行う。

（実績報告）

第 11 条 規則第 14 条第 1 項の規定による実績報告は、介護人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書（別記様式第 4 号）に次の書類を添えて、令和 7 年 10 月末日までにしなければならない。

- （1） 介護人材確保・職場環境改善等補助金実績報告書（施設・事業所別個表）（別記様式第 5 号）
 - （2） 収支決算書（別記様式第 2 号）
 - （3） 前 2 号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類
- 2 報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定により実績報告をした場合に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額

をした各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 国実施要綱、規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1部とし、その様式は、国実施要綱及び規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行し、令和6年度の予算に係る宮崎県介護人材確保・職場環境改善等補助金に適用する。

別表（第2条、第3条及び第10条関係）

1 区分	2 補助対象経費	3 補助事業者（注1）	4 交付率 （注2）	5 補助額	6 補助率
介護人材確保・職場環境改善等事業	職場環境改善の取組に必要な費用及び介護職員等の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。））の改善を行うために必要な費用（注3）	訪問介護事業所	10.5%	「一月当たりの介護報酬総単位数（注4）」に「1単位の単価」及び「3 補助事業者」欄に定める補助事業者ごとに「4 交付率」欄に定める交付率」を乗じた額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）	10/10以内
		夜間対応型訪問介護事業所	10.5%		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10.5%		
		（介護予防）訪問入浴介護事業所	6.3%		
		通所介護事業所	6.4%		
		地域密着型通所介護事業所	6.4%		
		（介護予防）通所リハビリテーション事業所	5.5%		
		（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所	7.4%		
		地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	7.4%		
		（介護予防）認知症対応型通所介護事業所	13.2%		
		（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所	8.4%		
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	8.4%		
		（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所	11.3%		
		介護老人福祉施設	8.3%		
		地域密着型介護老人福祉施設	8.3%		
		（介護予防）短期入所生活介護事業所	8.3%		
		介護老人保健施設	4.3%		
		（介護予防）短期入所療養介護事業所（老健）	4.3%		
		介護医療院	2.7%		
		（介護予防）短期入所療養介護事業所（病院等・医療院）	2.7%		

（注1）

- ・基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。以下「処遇改善加算」という。）を算定しており、国実施要綱「6 補助金の要件」を満たす介護サービス事業所等を運営する者を指す。
- ・処遇改善加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしている場合は、本事業の対象とする。
- ・申請時点で、廃止・休止となることが明らかになっている介護サービス事業所等は、本事業の対象外とする。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、市町村において処遇改善加算に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

（注2）

- ・介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護事業所と、通所型は通所介護事業所と同じ交付率とする。

（注3）

- ・介護サービス事業所等において、介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能。
- ・一時金について、法定福利費等の事業主負担分に含めることも可能。

（注4）

- ・介護サービス事業所等における基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。
- ・令和6年12月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年11月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。
- ・基準月の介護報酬に過誤調整が生じた場合は、令和7年4月10日までに国保連により受理されたものに限り、反映させる。